



# クマ被害防止のための 刈りはらい費用を助成します！

草木が伸びるなど管理が行き届いていない農地や、農地周辺の藪での刈りはらい作業が対象となります。

## 助 成 内 容

直営の場合：1人あたり2,000円/時間  
(例:5人で8時間作業した場合  
5人×2,000円×8時間=80,000円補助)

委託の場合：業務委託費用  
(見積書・請求書の提出が必要です。)

いずれの場合も上限は10万円です。

## 対 象 者

仙台市内に所在地をおく農業者により組織される団体または町内会など

**申請期間：令和8年2月16日(月)～令和8年5月末日**  
※期間内であっても予算上限に達した時点で募集を終了いたします。

**申請の前に、まずご相談ください。**

### 問い合わせ先

仙台市経済局農林部農林企画課農地活用係

電話 022-214-8334

メール [kei008110@city.sendai.jp](mailto:kei008110@city.sendai.jp)

HPはこちらから



裏面もご確認ください。

## よくあるお問い合わせ

### Q1.個人での申請は可能ですか。

A1.原則個人での申請は受け付けておりません。

農業者団体や町内会からの申請に限るため、地元の団体を通して申請をお願いします。

### Q2.作業の対象地について詳しく教えてください。

A2.元々農地であった管理が行き届いていない土地や、農地周辺の荒地等が対象地※となります。

市街地等での作業は補助対象とはなりません。

※農地の維持・管理等にかかる補助金(多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金など)を受けとっている土地は、本事業による対象地とはなりません。

### Q3.刈りはらい作業後に申請することはできますか。

A3.申請後の作業に対して補助しますので、作業後の申請は受付できません。

必ず作業前にご相談のうえ、ご申請ください。

### Q4.事前相談の際にはどんな情報が必要ですか。

A4.・相談者が農業者団体、町内会等に所属しているか。  
・刈りはらい作業をしたい具体的な場所はどこか。  
・直営か委託、どちらで実施予定か。  
などを教えてください。